平成２１年（フ）第８８８６号
大阪市西区阿波座１丁目11番８号
破産者　有限会社サイエンスワーク
１　決定年月日　平成22年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８８７号
大阪市阿倍野区昭和町１丁目５番22号
破産者　有限会社アーバン・スタッフ
１　決定年月日　平成22年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９７４号
大阪府枚方市杉責谷１丁目4612番地の70
破産者　有限会社リバティー大阪
１　決定年月日　平成22年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９４３１号
兵庫県尼崎市東園田町５丁目15番１号
破産者　株式会社ちぇるしー
１　決定年月日　平成22年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１３号
大阪市西区北堀江４丁目17番13号、商業登記簿上の本店所在地大阪府和泉市上代町776番地の１
破産者　株式会社アクアコスモ
１　決定年月日　平成22年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６２号
大阪府高槻市春日町９番46―202号
破産者　有限会社斉木軽天商会
１　決定年月日　平成22年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８２号
大阪府豊中市本町３丁目１番52号
破産者　株式会社ダンディコーナーナカニシ
１　決定年月日　平成22年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９４号
大阪市中央区谷町２丁目８番１号
破産者　株式会社ワダ・ピー・アソシエーツ
１　決定年月日　平成22年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０９２号
大阪市福島区福島６丁目11番13―1112号
破産者　有限会社アド・ライン
１　決定年月日　平成22年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３６９号
大阪市中央区島之内１丁目17番16号三栄長堀ビル３階
破産者　夢空間工匠株式会社
１　決定年月日　平成22年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１４１６号
大阪府南河内郡太子町春日216番地の５、支店大阪府羽曳野市駒ヶ谷342番地の５
破産者　有限会社光陵建設
１　決定年月日　平成22年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６５号
島根県出雲市今市町700番地
破産者　株式会社丹後屋
１　決定年月日　平成22年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第１６０号
島根県大田市静間町216番地６
破産者　吉田　一清
１　決定年月日　平成22年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第３０１号
広島市南区皆実町４丁目８番27号
破産者　有限会社盛伸砂材
１　決定年月日　平成22年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８０号
福岡県田川郡福智町弁城1706番地の３
破産者　株式会社中山建設
１　決定年月日　平成22年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第１０８号
岩手県花巻市中根子字堂前３番地１
破産者　有限会社中央建機土木
１　決定年月日　平成22年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１９８３６号
東京都文京区本郷３丁目38番１号
破産者　Ａｄｖａｎｃｅｄ　Ｒａｄｉａｔｉｏｎ　Ｄｅｖｉｃｅｓ株式会社
１　決定年月日　平成22年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４２２号
東京都八王子市楢原町1605番地１
破産者　安齊　靖明
１　決定年月日　平成22年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１４３０号
東京都多摩市連光寺２丁目68番地の９ドラゴンマンション多摩四番館聖蹟桜ヶ丘307
破産者　野原　哲二
１　決定年月日　平成22年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１４３１号
東京都多摩市連光寺２丁目68番地の９ドラゴンマンション多摩四番館聖蹟桜ヶ丘307
破産者　野原　　薫
１　決定年月日　平成22年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１４３号
東京都八王子市明神町４丁目９番１号チサンマンション八王子202号
破産者　有限会社ストラクチュアシステム
１　決定年月日　平成22年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１４５号
東京都八王子市大横町１番23号
破産者　波田野丈子
１　決定年月日　平成22年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部